

東京 2025 世界陸上サプライヤー（デジタル屋外広告）スポンサーシップ契約
入札説明書別紙

本件入札において、当法人（以下本入札説明書別紙において、「委託者」といいます。）が契約者（以下本入札説明書別紙において、「受託者」といいます。）に対し、スポンサーシップ契約に基づく現物出資（VIK）として提供を求めるデジタル屋外広告の掲出枠の要件等について、以下のとおり定めます。なお、本入札説明書別紙による略称は、別途定義がない限り、入札説明書と同様の意味とします。

1 件名

東京 2025 世界陸上競技選手権大会におけるデジタル屋外広告の掲出に係る業務委託（VIKに係る供給契約）

2 目的

デジタル屋外広告を掲出することにより、大会の気運醸成を進め、大会の認知度や参画意識を高めることで、大会の成功及びフルスタジアムを実現することを目的とする。

3 契約期間

デジタル屋外広告業務委託契約：契約確定日から令和 7 年 10 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定する場所

5 貸与物

委託者が受託者に提供する資料は次のとおりとする。

- (1) コミュニケーション戦略
- (2) チケットプロモーション戦略
- (3) その他必要と認められる情報・資料

6 デジタル屋外広告掲出日

デジタル屋外広告掲出日は、「7 業務内容（1）デジタル屋外広告の掲出エ」に定める。ただし、委託者と受託者の合意により変更することができる。

7 業務内容

(1) デジタル屋外広告の掲出

ア 受託者は、スポンサーシップ契約における現物出資（VIK）として提供するデジタル屋外広告の掲出枠へ、委託者が提供する動画等をデジタル屋外広告として掲出す

る（以下「本委託業務」という。）。掲出内容等は、今後委託者が指定する。なお、放映の規格と異なる場合は、受託者は適切な規格に編集すること。編集にあつては、デザイン等を著しく変更することがないよう、委託者と協議の上、制作すること。

イ 掲出エリアは、新宿駅、渋谷駅、池袋駅、横浜駅、北千住駅、東京駅、高田馬場駅、品川駅、新橋駅、押上駅のいずれかの駅から 500m 以内とする。

ウ ディスプレイは、10 m²以上のものとし、10 面以上に動画等を掲出すること。ただし、新宿、渋谷、池袋エリアを各 1 面以上とすること。

エ 広告掲出期間は、令和 7 年 8 月 18 日～9 月 21 日までの 5 週間とし、各ディスプレイにおいて放映 1 時間あたり 6 分以上動画等を掲出すること。

オ 本件入札において提示した現物出資（VIK）の内容は、本委託業務の履行においても維持すること。

（2）報告書の作成

「8 報告書の提出及び納期」に定める日までに報告書を作成し、委託者に提出すること。

8 報告書の提出及び納期

（1）納期

令和 7 年 10 月 31 日までに提出すること。

（2）納入先

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号都庁第一本庁舎 35 階

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団業務室広報・メディア部広報・メディア課

（3）形式

報告書は電子データとして提出するものとし、形式は以下によること。

ア Windows 形式（PDF 等）で表示可能とする。

イ 電子データは、文章、図については、ワープロソフト（Microsoft 社 Word シリーズ）、並びにプレゼンテーションソフト（Microsoft 社 Power Point シリーズ）、計算表等については、表計算ソフト（Microsoft 社 Excel シリーズ）で編集可能な形式とすることを基本とする。

（4）報告書の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

9 留意事項

（1）資料の整理

ア 受託者は、本委託業務の履行及び成果物の作成に際し、第三者の著作権等に抵触する場合、責任をもって適正に処理すること（費用を含む。）。

イ 本委託業務により得られたデータ等の使用・保存・処分には細心の注意をもって当たり、外部に情報が漏洩することのないよう万全の体制を講ずること。

ウ 受託者は、本委託業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、委託者は、必要と思われる図書及び他関係資料を受託者に貸与することができる。

エ 受託者は、委託者から資料の貸与を受けた場合には、善良な管理者の注意をもって当該資料を取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用において代品を収め又は原状を復し返還し、若しくはこれに代えてその損害を賠償しなければならない。

オ 委託者以外の第三者から資料の貸与を受ける場合も、同様に適正に管理を行うこと。

(2) 別契約との連携

本委託業務の履行に当たっては、関連委託の受注者と相互に協力し、工程及び検討事項、取りまとめの方向性等について、十分調整を図り、本委託業務及び関連委託の遂行上、支障のないようにすること。

(3) スポンサーの供給優先権

受託者は、本委託業務の実施に当たり、大会の大会スポンサーに供給優先権が認められた製品・サービスを調達する際には、当該スポンサーの供給優先権に従うものとする。また、大会のスポンサー以外の第三者から製品又はサービスの供給を受ける場合には、当該第三者の製品又はサービスのブランドが分からない形で使用する。

1 0 デジタル屋外広告掲出業務の対価等の支払時期及び方法

受託者は、スポンサーシップ契約に基づく委託者による受託者へのスポンサー権の付与の対価として、本委託業務を委託者に無償で提供するものとする。

1 1 著作権

受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む。）を、デザイン・レイアウト等の納品時に委託者に譲渡すること。また、委託者及び委託者が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権を侵害せず、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

また、受託者は成果物等に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

1 2 情報セキュリティ

電子情報の取扱いに関して、受託者は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団サイバーセキュリティ基本方針に記載がある水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

1 3 秘密の保持

受託者は、デジタル屋外広告業務委託契約締結の事実並びに当該契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、デジタル屋外広告業務委託契約以外の目的には使用しないこと。

ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。また、受託者は知り得たすべての情報（公表された情報は除く。）は、デジタル屋外広告業務委託契約の物品検査終了後、適切かつ速やかに破棄することとする。

なお、受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

1 4 個人情報の取扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返却するものとする。

1 5 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、デジタル屋外広告委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただしあらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 本入札説明書別紙に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) デジタル屋外広告委託業務の再委託先である協力会社は、東京都の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

- (4) 受託者は、簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としない。
- (5) 受託者は、(4)に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。
- (6) 受託者は、デジタル屋外広告委託業務を再委託する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にするものとする。また、協力会社に対し業務の実施について適切な指導、管理をするものとする。
- (7) 受託者は、(6)に規定する業務を再委託する場合は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。

1 6 環境により良い自動車利用

デジタル屋外広告業務委託契約の履行に当たって、自動車を使用し、又は利用する場合には、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条の規定に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質現象装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1 7 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、委託者への報告並びに警視庁管轄警察署への通報及び、捜査上必要な協力をする事。

1 8 法令等の順守

受託者は、当該調査に関する諸法令を遵守し、調査の円滑な進捗を図らなければならない。

1 9 その他

本入札説明書別紙に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

2 0 デジタル屋外広告業務委託に関する担当・連絡先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第一本庁舎35階

公益財団法人東京2025世界陸上財団 業務室広報・メディア部広報・メディア課